

さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募制度実施要領

1 趣旨

この要領は、さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募制度（以下、「教員人事応募制度」という。）に関し、必要な事項を定める。

2 目的

教員人事応募制度は、さいたま市立高等学校長・中等教育学校長（以下、「校長」という。）が、自らの学校の「目指す学校像」・「重点目標」等を公開して教員を募集し、応募した教員の中から必要とする人材を確保するとともに、人事交流を推進し、特色ある学校づくり並びに教職員組織の充実及び活性化を図るために、人事異動の一環として実施する。

3 内容

- (1) 教員人事応募制度は、埼玉県教育委員会の実施する「埼玉県立高等学校等教員人事応募制度」と連携することにより行う。
- (2) 募集校として決定された校長は、必要な教員を、埼玉県立学校教員を対象に募集する。
- (3) 募集校の校長は、応募教員の中から配置希望者を決定し、さいたま市教育委員会を通じ埼玉県教育委員会に具申する。

4 募集校

- (1) 校長は、募集する教員の教科、人数等をさいたま市教育委員会に申請する。なお、募集できる教員数は、2名以内とする。
- (2) 校長は、当該学校の「目指す学校像」の実現、「重点目標」の達成に向けた課題を解決するための具体的な方策等を記した今年度の「学校自己評価システムシート」と、応募教員への期待などを記した来年度の「教員人事応募シート」を提示する。
- (3) さいたま市教育委員会は、校長の申請を受け、審査の上、募集校を決定する。

5 応募資格

次の(1)から(3)のいずれも満たす者が応募できる。なお、高等学校登載者（市採用者を除く）に限る。また、教員は、1人1校のみ応募できる。

- (1) 埼玉県立学校に現在勤務する者。ただし、管理職候補者名簿登載者は除く。
- (2) 現任校における年度末在職年数が5年以上の者。
- (3) 採用後2校目以降の学校に勤務する者。

6 選考方法等

- (1) 募集校の校長は、書類選考及び面接等による選考を実施し、応募教員の意欲、適性、能力等を勘案して配置希望者を決定する。
- (2) 学校運営上必要な教員が得られない場合には、配置希望者なしとすることができる。
- (3) 募集校の校長は、校長が必要と認める場合には、校長が指名した者を選考作業に当たらせることができる。
- (4) 選考作業は、応募教員の個人情報等に十分配慮して行わなければならない。

(5) 募集校の校長は、配置希望者に希望順位をつけて、さいたま市教育委員会及び埼玉県教育委員会に具申する。

7 服 務 の 取 扱 い

応募教員については、埼玉県立高等学校等教員人事応募制度実施要領による。

8 情 報 の 提 供

募集校の校長は、目指す学校像実現に向けた計画及びその計画に基づいて実行された活動の成果を公開し、市民等に情報の提供を行うとともに、さいたま市立高等学校・中等教育学校の学校改善に資するよう努める。

9 そ の 他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附則 この要領は、平成23年6月13日から施行する。

附則 この要領は、平成24年6月29日から施行する。

附則 この要領は、平成25年6月27日から施行する。

附則 この要領は、平成26年6月23日から施行する。

附則 この要領は、平成27年6月30日から施行する。

附則 この要領は、平成28年6月22日から施行する。

附則 この要領は、平成29年6月30日から施行する。

附則 この要領は、平成30年6月30日から施行する。

附則 この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年7月1日から施行する。